

令和5年9月定例会

建設委員会資料
(都市整備部)

公共交通網の再編について

検討を進めている公共交通網の再編について、バス路線および面的交通として検討を進めている(仮称)エリアタクシーの運行区域についての考え方を整理したので報告するものである。

1 バス路線網の再編について

バス路線の再編にあたっては、令和4年度に実施した人流データ等の分析結果を踏まえ、次の方針により検討を進める。

- ・(朝夕) 路線バス等による通勤・通学・通院および帰宅のための移動の確保
→鉄道駅等交通結節点と病院・学校等を結ぶ路線網(資料1参照)
- ・(日中) エリアタクシーでカバーする生活地域を結ぶ乗換を前提とした路線網
→主要施設と各地域を乗換前提で結ぶ路線網(資料2参照)

2 (仮称) エリアタクシーについて(資料3参照)

(1) 運行区域検討について

高齢化や路線バスの減便が進む中、セーフティーネットとして、通院や買物等日常生活に必要な地域内の移動を確保するため、次の観点で運行区域を検討

- ・道路や河川、学区等を踏まえながら、概ね半径1~2kmの区域を設定
- ・各区域における高低差やスーパー等へのアクセスなどを評価し、比較検討
- ・現況の路線バス運行状況や今後の公共交通網再編を考慮し、導入効果が高いと判断される地区から実証運行を実施

(2) 実証運行について

令和5年度は、実証運行実施区域の候補として次の3地区を選定。今後、タクシー事業者等関係機関との調整により、実証運行を実施

候補地区：御所野地区、勝平地区、手形・旭川・添川地区

また、令和4年度に実証事業を行った「大住・仁井田・御野場地区およびその周辺」においては、年内に本格運行を開始するほか、今後は市街地全域において、生活交通としての(仮称)エリアタクシー導入を段階的に進める。

なお、4年度実証事業の利用状況およびセーフティーネットとしての位置づけを踏まえ、週3日程度および一定時間前までの予約制として効率化を図る。

3 今後のスケジュール

| | |
|---------|---|
| 令和5年9月 | 市議会建設委員会で再編検討状況について報告 (仮称)エリアタクシーの認可等手続き開始 |
| 11月以降 | 南部での本格運行開始および他地区での実証運行実施 |
| 12月 | 市議会建設委員会で再編路線素案について報告 |
| 令和6年1月~ | バス事業者等との路線再編に向けた具体的協議実施 |
| 3月 | 市議会建設委員会で再編路線案について報告 交通事業者と公共交通再編に向けた基本協定の締結 |
| 夏以降 | 再編路線網への段階的移行開始 |

幹線的バス路線再編イメージ (朝・夕)

資料 1

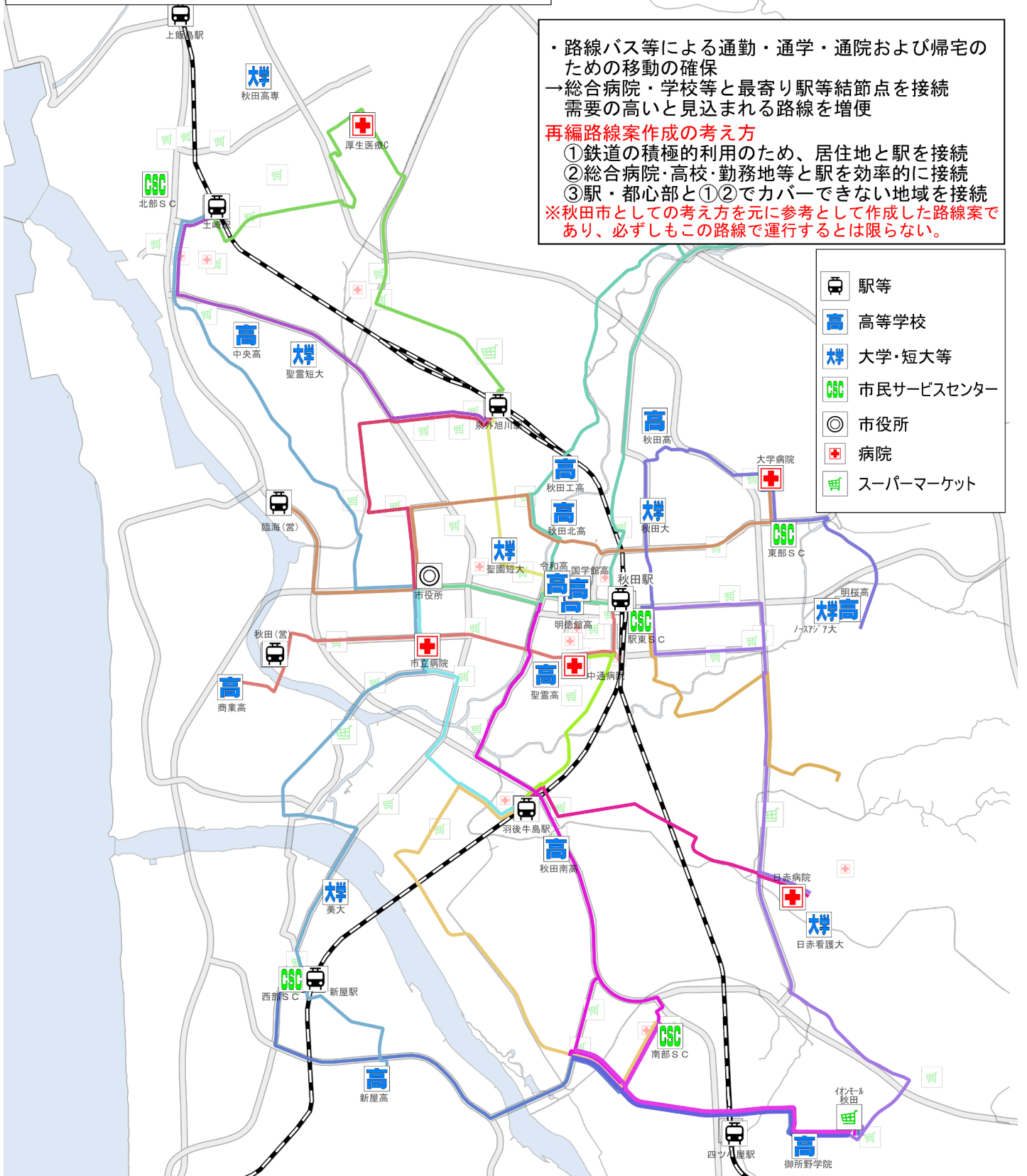
・路線バス等による通勤・通学・通院および帰宅のための移動の確保
 →総合病院・学校等と最寄り駅等結節点を接続
 需要の高いと見込まれる路線を増便

再編路線案作成の考え方

- ①鉄道の積極的利用のため、居住地と駅を接続
- ②総合病院・高校・勤務地等と駅を効率的に接続
- ③駅・都心部と①②でカバーできない地域を接続

※秋田市としての考え方を元に参考として作成した路線案であり、必ずしもこの路線で運行するとは限らない。

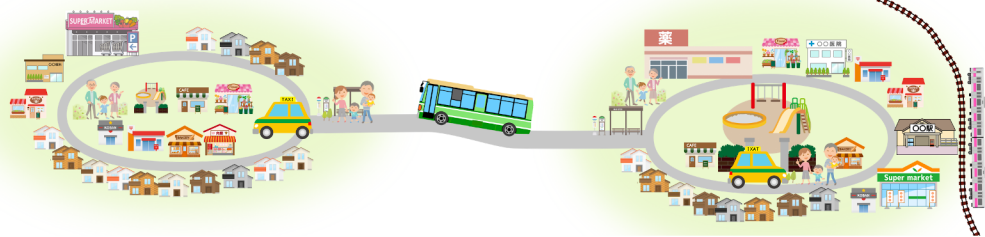
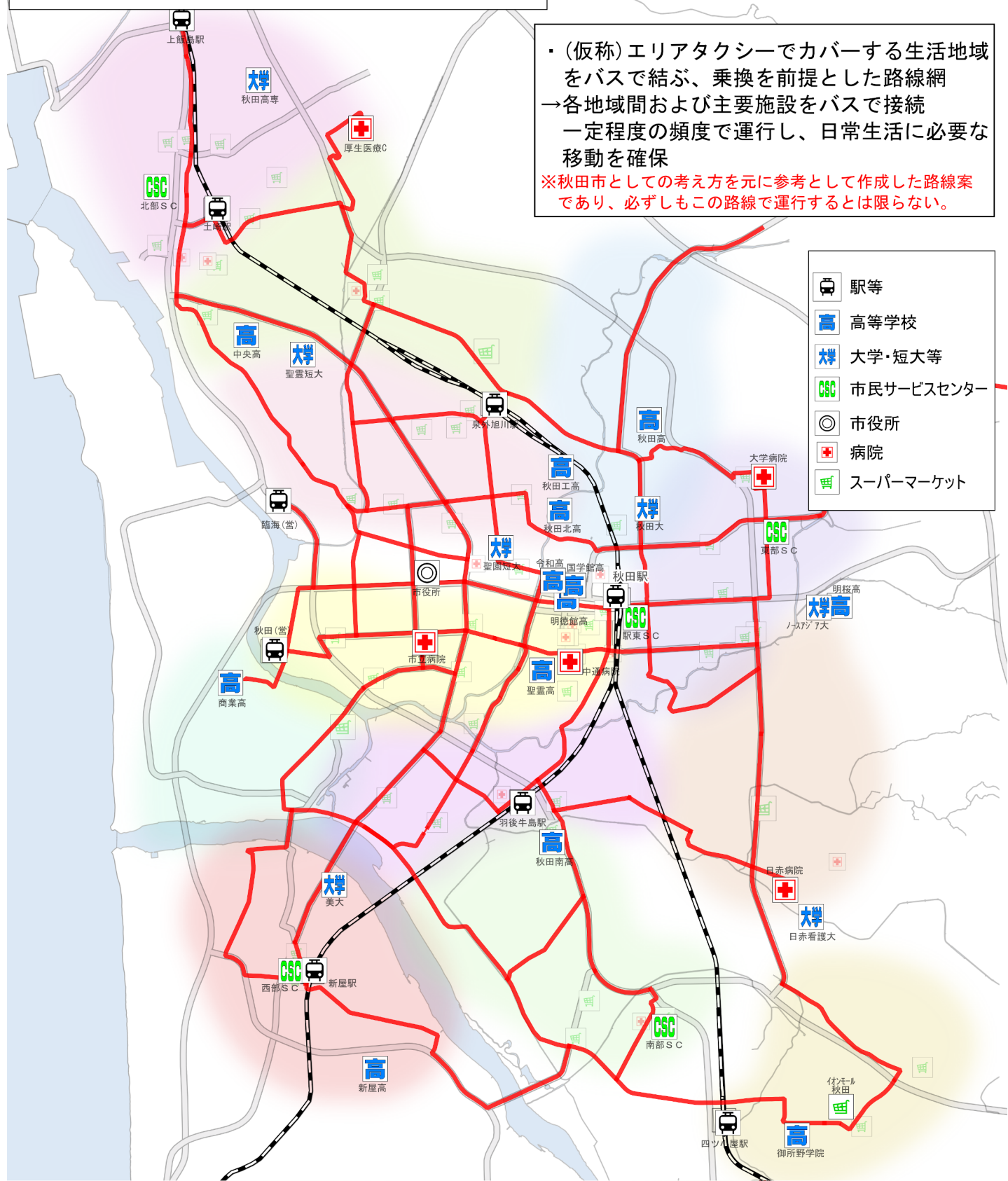
| | |
|--|------------|
| | 駅等 |
| | 高等学校 |
| | 大学・短大等 |
| | 市民サービスセンター |
| | 市役所 |
| | 病院 |
| | スーパーマーケット |



幹線的バス路線再編イメージ (日中)

・ (仮称) エリアタクシーでカバーする生活地域をバスで結ぶ、乗換を前提とした路線網
 → 各地域間および主要施設をバスで接続
 一定程度の頻度で運行し、日常生活に必要な移動を確保
 ※秋田市としての考え方を元に参考として作成した路線案であり、必ずしもこの路線で運行するとは限らない。

-  駅等
-  高等学校
-  大学・短大等
-  市民サービスセンター
-  市役所
-  病院
-  スーパーマーケット

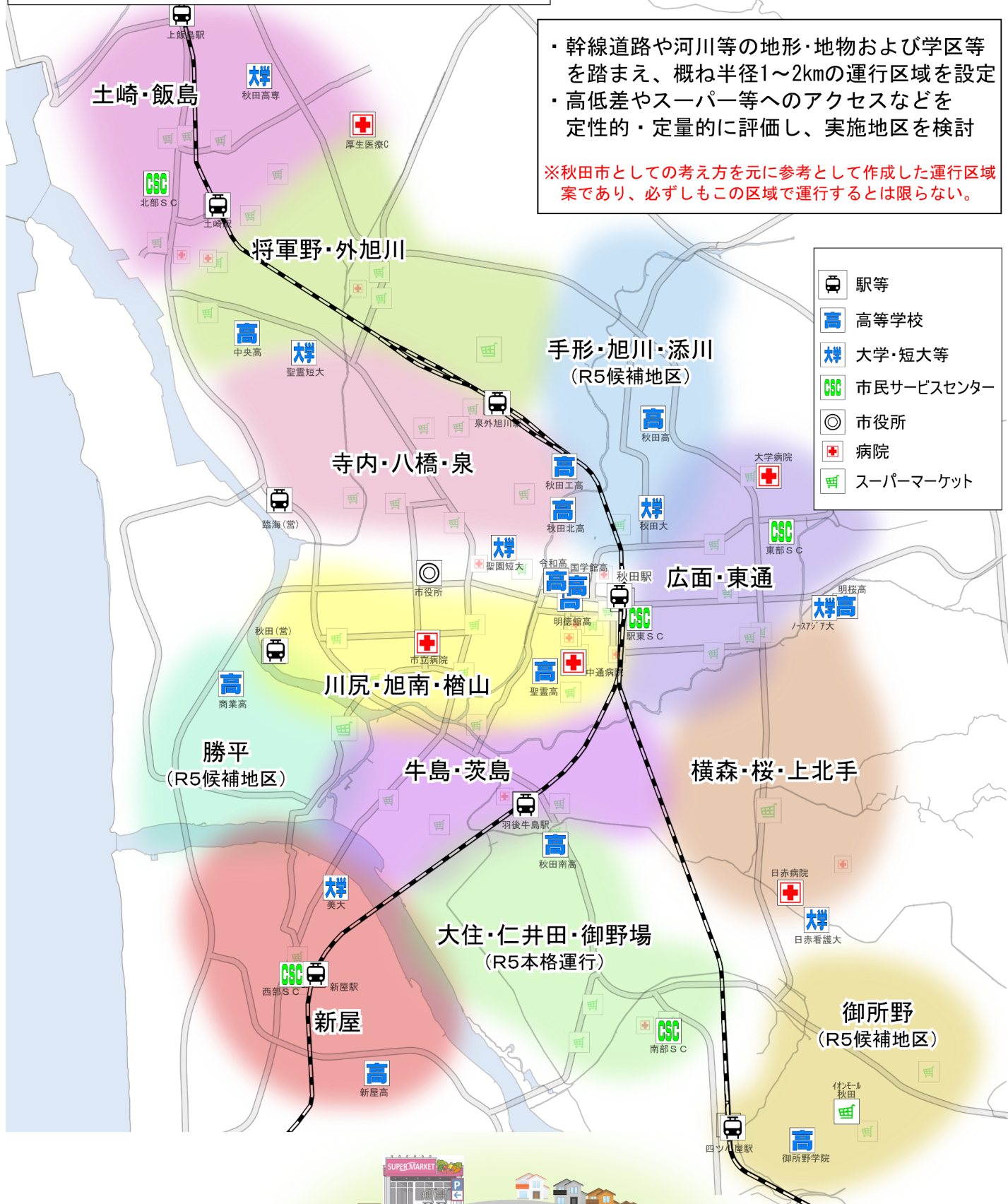


(仮称)エリアタクシー運行区域 (案)

資料 3

・ 幹線道路や河川等の地形・地物および学区等を踏まえ、概ね半径1~2kmの運行区域を設定
 ・ 高低差やスーパー等へのアクセスなどを定性的・定量的に評価し、実施地区を検討

※秋田市としての考え方を元に参考として作成した運行区域案であり、必ずしもこの区域で運行するとは限らない。



(仮称) 秋田市マンション管理適正化推進計画の策定および素案について

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正法が令和4年4月に施行され、マンション管理適正化の推進に関する地方公共団体の権限が強化された。

今年7月に行った「マンション管理実態調査」の結果でも、各管理組合でマンション管理に関する様々な課題を有している実態が確認されたことから、マンション管理について、市としての基本的な方針を示し、管内マンションの管理適正化を推進するため、今般「秋田市マンション管理適正化推進計画」を策定するもの。

1 背景・目的

令和4年4月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、マンション管理の適正化の推進に関する自治体の権限が強化された。主な改正内容は以下のとおり。

(1) マンション管理適正化推進計画制度の創設

国の基本方針に基づき、地方公共団体が独自に計画を策定することが可能となった（策定は任意）。

(2) 管理計画認定制度の創設

各管理組合が適切な管理を行うために策定した管理計画を、(1)の推進計画を策定した地方公共団体が認定する制度。認定を受けた管理組合は大規模修繕後の固定資産税の減税等の優遇が受けられる。

(3) 管理適正化のための指導・助言等

(1)の推進計画を策定した地方公共団体による、独自の基準に基づく管理組合への指導・助言が可能となった（国の基準に基づく指導・助言は推進計画がなくても可能）。

このことから、計画の策定自体は任意であるものの、市としての基本的な方針を示すことや管理計画認定制度の実施を可能とする観点から、今般、本計画を策定するものである。

2 素案について

- (1) 計画策定の背景・目的
- (2) 本計画の位置づけ
- (3) 市内マンションの棟数の状況と課題
 対象：2以上の区分所有者が存し、人の居住に供する専有部分を有する
 3階建て以上の建物
 棟数：98棟 回答数：72棟（回答率73.4%）
- (4) 市内マンションの管理の状況と課題
 - ・主な課題項目
 - ①区分所有者の当事者意識不足
 - ②修繕積立金の不足
 - ③管理費・修繕積立金の滞納状況
 - ④長期修繕計画の策定状況
 - ⑤長期修繕計画の見直しの状況
- (5) マンションの管理の適正化に関する目標

| 項目 | 令和5年度結果 | 令和15年度目標 |
|-----------------------------------|------------------|----------|
| ①修繕積立金をガイドライン目安額（下限額） 以上徴収している | 19.4% (14/72) | 検討中 |
| ②管理費・修繕積立金の滞納（3か月以上）がない | 52.8% (38/72) | 〃 |
| ③長期修繕計画を策定している | 77.8% (56/72) | 〃 |
| ④長期修繕計画の見直しを行ったことがある （行う予定がある） | 46.4% (26/56) | 〃 |
| ⑤管理計画認定制度の利用件数 | — | 〃 |

- (6) マンションの管理の適正化の推進を図るための施策
- (7) 市内マンションの管理の状況を把握するために市が講ずる措置
- (8) 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針
- (9) マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (10) 計画期間
- (11) その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

3 意見公募（パブリックコメント）の実施について

- ・実施期間：令和5年10月10日（火）～令和5年11月10日（金）
- ・実施方法：①ホームページ掲載、
 ②市役所1F「市民の座」、各市民SC、住宅整備課窓口
 への意見箱設置
 ③市民100人会への郵送

4 策定スケジュール

| | | |
|------|-----|--------------------|
| 令和5年 | 7月 | 各マンション管理組合へ実態調査を実施 |
| | 8月 | 調査結果の集計、計画素案を策定 |
| | 9月 | 策定方針と計画素案について議会へ報告 |
| | 10月 | パブリックコメントを実施 |
| | 11月 | 計画案を策定 |
| | 12月 | 計画案について議会へ報告 |
| 令和6年 | 1月 | 計画策定 |
| | 2月 | 管理計画認定制度開始 |